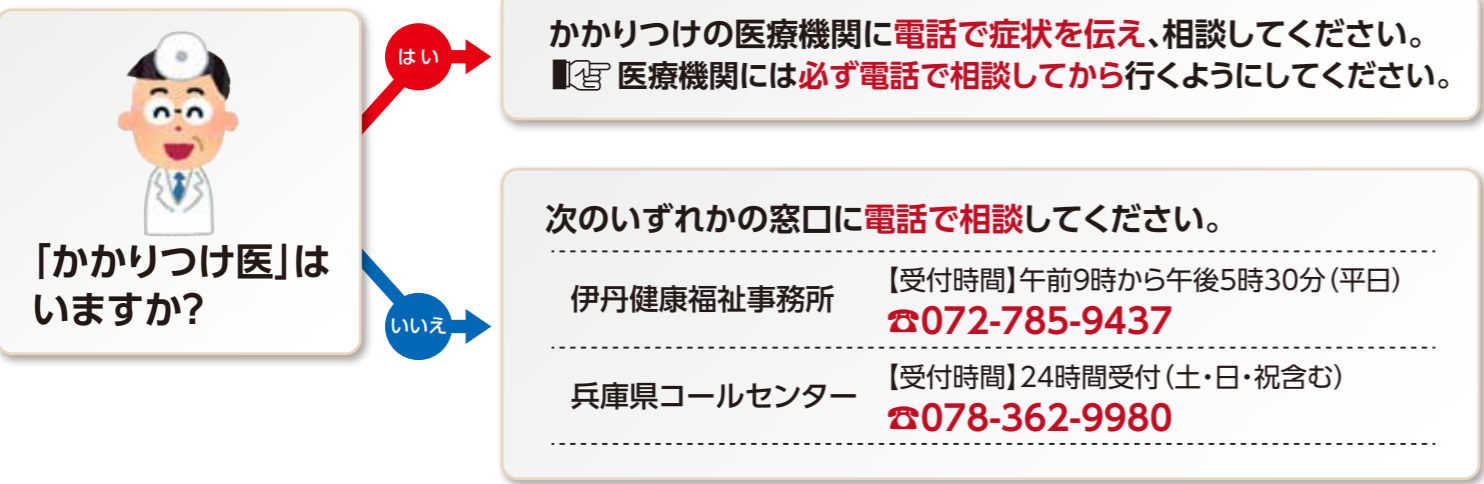


「感染したかも?」と思ったらこちら **新型コロナウイルス感染疑いの際の相談窓口**

まず自己チェックをして相談の目安としましょう!

- 右のいずれかにあてはまれば相談しましょう
- すぐに相談** **強い症状**のいずれか【息苦しさ】【強いだるさ】【高熱】など
 - すぐに相談** 高齢者・妊婦・基礎疾患のある人などで比較的軽い風邪の症状
 - 必ず相談** 比較的軽い風邪の症状が**4日以上**

あなたの相談先は?



川西市の相談窓口はこちら **新型コロナウイルス感染症関連の市役所の相談窓口**

相談内容	担当	電話番号
特別定額給付金について	市特別定額給付金対策チーム	☎072-744-6185
事業者や労働者の相談窓口	産業振興課	☎072-740-1162
生活困窮や生活保護について(くらしとしごとの総合相談窓口)	福祉部・社会福祉協議会	☎072-744-6186
緊急小口資金の貸付について(くらしとしごとの総合相談窓口)	福祉部・社会福祉協議会	☎072-744-6187
新型コロナウイルス感染症について	健康政策課(保健センター)	☎072-758-4721
小学校・中学校・特別支援学校に関することについて	学校教育課	☎072-740-1254
保育所・幼稚園・認定こども園に関することについて	幼児教育保育課	☎072-740-1175
市・県民税について	市民税課	☎072-740-1132
市税の支払いについて	市税収納課	☎072-740-1134
固定資産税や都市計画税について	資産税課	☎072-740-1133
人権についての相談	人権推進課	☎072-740-1150
いじめについての相談	子どもオンブズ電話相談	☎0120-197-505
総合窓口(上記に該当しないことなど)	危機管理課	☎072-740-1145

※いずれの相談窓口も平日9時00分から17時30分までです。

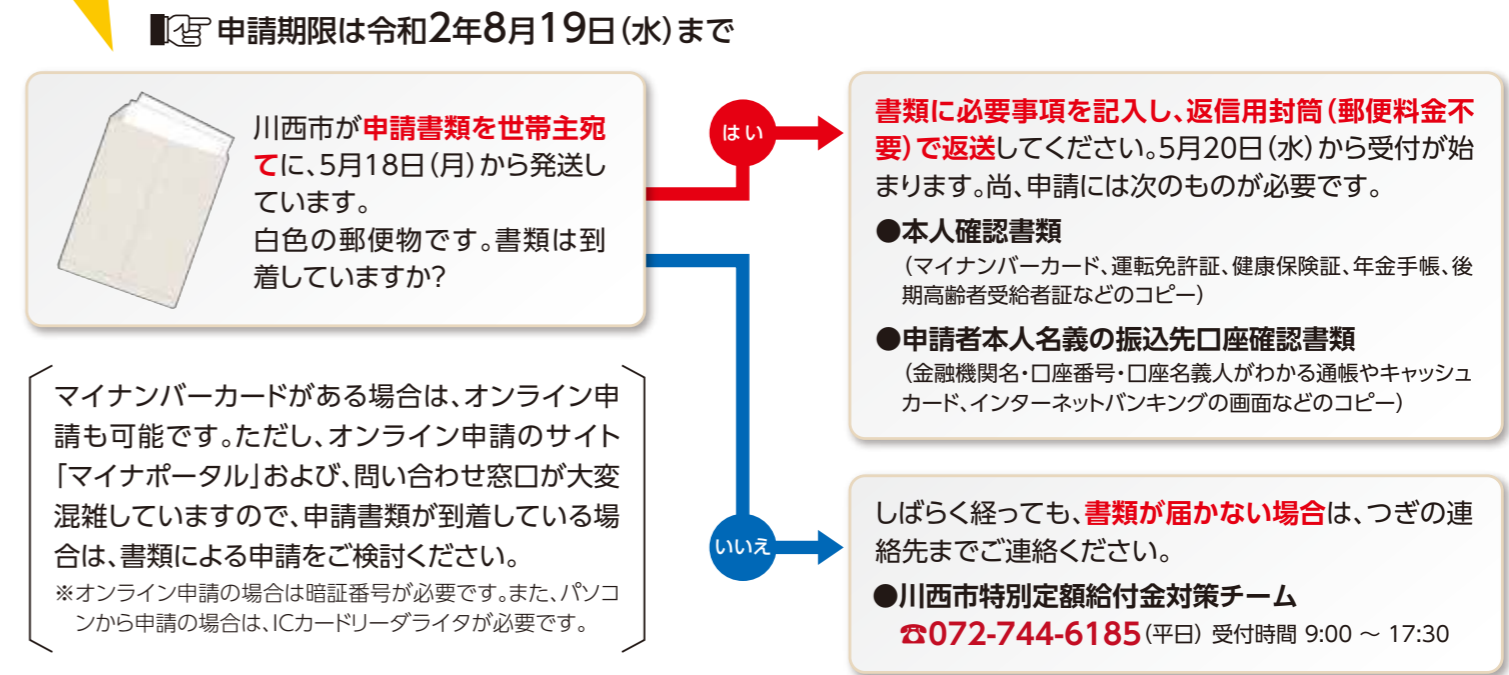
くらしとしごとの総合相談窓口について 川西市では、収入が減少し、困っている世帯などを対象に窓口を設置しました。来所相談は感染予防のため予約制となります。電話での予約をしてお越しください。また、安全面に配慮し、電話やメールでの相談も受け付けます。

新型コロナウイルス収束まで心を一つに頑張りましょう!

発行:川西まほろば会 〒666-0016 兵庫県川西市中央町12-1 川西市役所6階 ☎072-740-1305
e-mail: k.mahoroba@ipalette.jp URL: http://kawanishimahoroba.jimdo.com/
松隈 紀文 磯部 裕子 西山 博大 秋田 修一 久保 義孝(議席順)



「市民1人当たり10万円が給付される」手続きはこちら! **特別定額給付金**



川西市の支援や取組はこちら! **5月臨時会で審議された補正予算の概要**

カテゴリー	事業内容	担当課
感染予防策	公共施設等、避難所、救急業務、ごみ収集業務における感染予防対策の実施	関係各課
	中小企業者等への消費費の補助	環境衛生課
生活困窮支援	生活困窮世帯等へ市内飲食店等(仮称)テイクアウト・クーポンの無償配布	地域福祉課
	生活困窮世帯者の住宅確保、LINEによる相談の実施、相談員の増員	地域福祉課
事業者支援	ふるさとづくり寄付金等を活用した福祉従事者等への支援	福祉部担当各課
	濃厚接触者等への訪問系障害福祉サービス提供事業者への支援	障害福祉課
	収入が減少した事業者等に対する地域への還元を条件とした支援金給付	産業振興課
教育支援	市内飲食店等における(仮称)テイクアウト・クーポン事業の実施	産業振興課
	学校ICT化及び家庭等でのオンライン学習環境整備	教育支援センター
	補習等のための学習指導員配置	学校教育課
	放課後デイサービス利用者支援	障害福祉課
その他の支援	学校等におけるマスク、消毒液、体温計等の購入	学校教育課
	企業内定取り消し者の会計年度任用職員への採用	職員課
収束後の支援	オンライン母子保健相談	健康政策課
	ウェブ会議の導入	情報政策課
	動画による情報発信の推進	広報広聴課

上記の内容を含め、5月臨時会で議決された内容は、川西市ホームページ、もしくは、広報かわにし「みらいふ(6月号)」をご覧ください。川西市

対象	給付	貸付	減免など	こんなときどうする?	事業の名称	内容	問い合わせ先	
生活支援(個人・一般家庭)	●			子どもの養育費が足りない	子育て世代臨時特別給付金(1人につき1万円)	令和2年4月分(新高校1年生の場合も含む)の特別給付を除く児童手当の受給者に、対象児童1人につき1万円を給付 ※申請は要りません。5月末頃に案内が送付され、6月末から順次指定の口座に振り込まれます。	こども支援課 ☎072-740-1179	
	●			休業により家賃の支払いが厳しい	住居確保給付金	離職廃業にならなくとも休業等により収入が減収し、家賃の支払いが同様に困難になっている方々に、一定の条件の下で、3ヵ月から最長9ヵ月、一定額を上限に家賃相当額を自治体から支給	くらしとしごとの総合相談窓口 ☎072-744-6186 → 裏表紙に詳細	
		●		子どもの休校により休業し家計が厳しい	緊急小口資金(無利子で10万円 or 20万円)	子どもの休校によりやむなく休業した方への貸付 急な生活費を要する方:20万円 その他:10万円	くらしとしごとの総合相談窓口 ☎072-744-6187 → 裏表紙に詳細	
		●		収入減や失業により家計が厳しい	総合支援資金(無利子で60万円まで)	生活維持が困難な世帯 単身:月15万円以内 2人以上:月20万円以内(原則3ヵ月、最長12ヵ月) ※原則、自立相談支援事業等による継続支援を受けることが要件		
			●	収入が減って保険料(税)の支払いが厳しい	国民健康保険税、後期高齢者医療及び介護保険の保険料の減免等	一定程度収入が下がった人に保険料(税)の減免等あり ※国民健康保険については保険料の納税猶予もあります。次の項をご参照ください。	国民健康保険 国民健康保険課 ☎072-740-1170 後期高齢者医療 医療助成・年金課 ☎072-740-1108 介護保険 介護保険課 ☎072-740-1148	
			●	収入が減って税金を納めるのが厳しい	納税1年間猶予(無担保・延滞税なし)	令和2年2月から納期限までの任意の期間(1ヵ月以上)において、収入が前年同期に比べ約20%以上減少し、一時の納税が困難と認められる場合に、令和2年2月1日~令和3年1月31日に納期限がくる国税・地方税について、納税を1年間猶予	所得税 伊丹税務署 ☎072-779-6121 個人住民税、固定資産税 市税収納課 ☎072-740-1134 国民健康保険税など 保険収納課 ☎072-740-1177	
			●	収入が減って年金の支払いが厳しい	国民年金保険料の免除の特例	令和2年2月以降に業務が失われたこと等により収入が減少し、所得見込額が国民年金保険料免除基準相当になることが見込まれる場合に、個人が納める国民年金保険料の全部、または、一部の免除あり	医療助成・年金課 ☎072-740-1171	
			●	令和2年12月末までに入居できなかった	住宅ローン減税対象期間の延長(13年間の所得税、個人住民税)	新型コロナウイルスの影響により入居が遅れた場合でも住宅ローン減税の期間の延長 ※新築:令和2年9月末、建売・中古の取得、増改築等:令和2年11月末までに入居をした場合	伊丹税務署 ☎072-779-6121	
	休業補償(事業主)	●			子どもがいる個人事業主やフリーランスのために	小学校休業等対応支援金	休校や子どもの感染やその疑い等による子どもへの対応のため契約していた仕事ができなかった方に支給 ※申請書類を学校等休業助成金・支援金受付センターに郵送 日額4100円×働けなかった日数	コールセンター ☎0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00(毎日)
		●			子どもがいる従業員のために(中小企業事業主)	小学校休業等対応助成金	休校や子どもの感染やその疑い等による子どもへの対応のために、労働者(正規・非正規問わず)に有給の休暇(労働基準法上の年次有給休暇を除く)を取得させた事業主に支給 ※申請書類を学校等休業助成金・支援金受付センターに提出(郵送) 上限8330円/人×休暇取得日数	コールセンター ☎0120-60-3999 受付時間 9:00~21:00(毎日)
●				休業要請で事業継続が厳しい	休業要請事業者経営継続支援金(兵庫県)	新型コロナウイルス感染症拡大に伴う緊急事態措置により、兵庫県が行った施設の使用停止や時間短縮の要請に応じてくださった中小法人・個人事業主を対象に、国の持続化給付金に加え、その事業の継続を支えるための支援金を県・市町が協調して支給 ※対象者や支給額は兵庫県のホームページ参照	経営継続支援金相談ダイヤル ☎078-361-2281 受付時間 09:00~17:00(毎日)	
●				従業員に一時的に休業してもらう	雇用調整助成金	売上が5%以上減少しているが、一時的な休業等により労働者の雇用維持を図った中小企業事業主に助成金を支給 上限8330円/人×休業日数	ハローワーク伊丹 ☎072-772-8619 受付時間 9:00~17:15(平日)	
資金繰り(事業主)	●			売上が半減した	持続化給付金	売上が前年同月比で50%以上減少している場合に支給 ※昨年創業された方にも条件により適用 ※R2.1月~12月の内、ひと月でも半減の月があれば該当 ※オンライン申請が可能 中小企業:最大200万円 個人事業主&フリーランス:最大100万円	コールセンター ☎0120-115-570 受付時間 8:30~19:00(5・6月は毎日)	
		●		資金繰りのための融資を受けたい	日本政策金融公庫による実質無利子・無担保融資	売上が前年または前々年同期比で5%以上減少した場合に手続き可能 融資上限額など詳細は、日本政策金融公庫のホームページ参照	日本政策金融公庫事業資金相談ダイヤル ☎0120-154-505(平日) ※休日については別途要確認 受付時間 9:00~17:00	
		●			民間金融機関による実質無利子・無担保融資	売上高等が5%以上減少した場合に手続き可能 融資上限額は3,000万円		民間金融機関
その他の支援(事業主)		●		新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために、積極的に設備投資をしていきたい	ものづくり・商業・サービス生産性向上促進補助金	革新的サービス開発・試作品開発・生産プロセスの改善の向きの設備投資等を行う事業者に対して補助金を交付 1000万円を上限に2/3補助 ※公募締切から採択決定までに係る期間は、約1ヵ月半 ※インターネットによる電子申請 ものづくり補助金総合サイト	ものづくり補助金事務局サポートセンター ☎050-8880-4053 受付時間10:00~17:00(平日)	
		●		様々な設備投資で事業を継続させたい	小規模事業者持続化補助金	顧客への製品供給を継続するための設備投資や製品開発(例:店内飲食のみの店が出前のためのサイトを制作)、非対面・遠隔でサービス提供するための設備投資(例:旅館が自動受付機を導入する)、テレワーク環境の整備に対して補助金を交付 100万円を上限に2/3補助 ※郵便かインターネットによる申請	川西市商工会 ☎072-759-8222 受付時間 8:30~17:30	
		●		新型コロナウイルスの影響を乗り越えるために、ITツールを導入したい	IT導入補助金 特別枠(C類型)	生産性向上に資するITツールを導入する個人事業主&フリーランス、中小企業事業主に補助金を交付30~450万円を上限に補助率2/3 ※インターネットによる電子申請	コールセンター ☎0570-666-424 受付時間 9:30~17:30(平日)	
			●	収入が減って税金を納めるのが厳しい	納税1年間猶予(無担保・延滞税なし)	令和2年2月1日~令和3年1月31日に納期限がくる国税・地方税(法人税、事業所得税、消費税、固定資産税など)について、納税を1年間猶予	国税局猶予相談センター ☎06-6630-3680 受付時間9:00~17:00(平日)	
			●	収入が減って厚生年金保険料等を納めるのが厳しい	厚生年金保険料等の納付猶予の特例	令和2年2月以降の任意の期間(1ヵ月以上)において、事業等に係る収入が前年同期に比べて概ね20%以上の減少があった中小企業事業主に対して、令和2年2月1日から令和3年1月31日までに納期限が到来する厚生年金保険料等が1年間納付を猶予	最寄りの年金事務所 ※健康保険組合の健康保険料については加入している健康保険組合	
	●	●	その他の事業として	●「課税期間開始後における消費税の課税・免税事業者選択届出に関わる特例」 ●「固定資産税・都市計画税をゼロまたは1/2に軽減」	●「テレワーク導入の助成金」 ●「テレワークのために行う設備投資税制」	などがあります	問い合わせは各担当窓口まで	

※この表での事業主とは、中小企業・個人事業主・フリーランスのことです。